

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|------------------------------------|--|------------|---|---------------|---------------------------------------|------|------------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 | |
| 複合多重化装置(2形)ほか修理一式 | 分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局広島県情報通信部長 井上 隆一郎 広島市中区基町9-42 | 令和4年7月19日 | 日本電気株式会社中国支社 広島県広島市中区上八丁堀16-11 | 7010401022916 | 会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がいなかったため | - | 4,979,260円 | - | - | - | - | - | |
| デジタルヘリコプターテレビ用機上設備点検業務委託一式 | 分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局広島県情報通信部長 塚本 雅人 広島市中区基町9-42 | 令和4年11月24日 | 株式会社東通インターナショナル 東京都千代田区九段北2-3-6 | 4010001080417 | 会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がいなかったため | - | 6,041,200円 | - | - | - | - | - | |
| 高度警察情報通信基盤システム用データ端末契約事務手数料一式 | 分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局広島県情報通信部長 塚本 雅人 広島市中区基町9-42 | 令和5年4月3日 | KDDI株式会社官公庁営業部 東京都千代田区大手町1-8-1 | 9011101031552 | 会計法第29条の3第4項 提供を行うことが可能な者が限られるため | - | 2,069,100円 | - | - | - | - | - | |
| デジタル映像モバイル伝送システム(2型)用臨時閉鎖網回線サービス一式 | 分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局広島県情報通信部長 塚本 雅人 広島市中区基町9-42 | 令和5年4月3日 | 株式会社ソリトンシステムズ 東京都新宿区新宿2-4-3 | 3011101011691 | 会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がいなかったため | - | 1,474,000円 | - | - | - | - | - | |
| 映像機器保守委託一式 | 分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局広島県情報通信部長 塚本 雅人 広島市中区基町9-42 | 令和5年4月3日 | MEDIAEDGE株式会社 兵庫県神戸市中央区浜辺通5-1-14 | 7140001067745 | 会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がいなかったため | - | 8,531,600円 | - | - | - | - | - | |
| IPR形移動用無線機用小型モバイルスピーカマイクほか購入一式 | 分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局広島県情報通信部長 塚本 雅人 広島市中区基町9-42 | 令和5年4月27日 | 三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3 | 4010001008772 | 会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がいなかったため | - | 3,439,260円 | - | - | - | - | - | |
| 高度警察情報通信基盤システム保守委託一式 | 分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局広島県情報通信部長 塚本 雅人 広島市中区基町9-42 | 令和5年4月28日 | 日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1 | 7010401022916 | 会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がいなかったため | - | 6,193,000円 | - | - | - | - | - | |
| アンテナ脱落防止用品ほか購入一式 | 分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局広島県情報通信部長 塚本 雅人 広島市中区基町9-42 | 令和5年5月12日 | アイコム株式会社国内営業部営業課東営業所 東京都江東区木場2-17-16 | 1120001019349 | 会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がいなかったため | - | 1,965,700円 | - | - | - | - | - | |
| 内蔵二次電池用電源ケーブルほか購入一式 | 分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局広島県情報通信部長 塚本 雅人 広島市中区基町9-42 | 令和5年5月12日 | パナソニックネットワーク株式会社現場ソリューションカンパニー首都圏部門 東京都中央区銀座8-21-1 | 3010001129215 | 会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がいなかったため | - | 2,891,724円 | - | - | - | - | - | |

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------------------------|---|-----------|---|---------------|---------------------------------------|------|-------------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 | |
| 帯域保証型イーサネットサービス2 | 分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局広島県 情報通信部長 塚本 雅人 広島市中区基町9-42 | 令和5年5月30日 | 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ 広島県広島市中区大手町2-11-10 | 2240001006697 | 会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がいなかったため | - | 83,600,000円 | - | - | - | - | - | |
| 帯域保証型イーサネットサービス1 | 分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局広島県 情報通信部長 塚本 雅人 広島市中区基町9-42 | 令和5年6月9日 | 西日本電信電話株式会社中国支店 広島県広島市中区基町6-77 | 7120001077523 | 会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がいなかったため | - | 53,944,000円 | - | - | - | - | - | |
| バックアップ用内蔵二次電池(ケーブルコネクタ付)ほか購入一式 | 分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局広島県 情報通信部長 塚本 雅人 広島市中区基町9-42 | 令和5年6月26日 | 日本電気株式会社中国支社 広島県広島市中区上八丁堀16-11 | 7010401022916 | 会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がいなかったため | - | 3,523,300円 | - | - | - | - | - | |
| 基地局向回線ユニットメインカードほか購入一式 | 分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局広島県 情報通信部長 塚本 雅人 広島市中区基町9-42 | 令和5年6月30日 | 三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3 | 4010001008772 | 会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がいなかったため | - | 1,631,850円 | - | - | - | - | - | |
| 直流電源装置修繕一式 | 分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局広島県 情報通信部長 塚本 雅人 広島市中区基町9-42 | 令和5年7月27日 | 株式会社三社ソリューションサービス 大阪府大阪市東淀川区 淡路2-14-3 | 5120001197455 | 会計法第29条の3第4項 公募を実施した結果、応札者がいなかったため | - | 7,286,400円 | - | - | - | - | - | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。